

## 豊橋市建設工事業者選定要領

(趣 旨)

第1条 豊橋市が発注する建設工事等の業者の選定については、この要領の定めるところによる。

(選定基準)

第2条 業者の選定は、次の各号に掲げる事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 不誠実な行為及び信用状態
- (2) 工事成績及び安全管理の状況
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 当該工事施行についての技術的適性
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 労働福祉の状況

- 2 業者の選定に当たっては、市内業者育成の観点から市内業者を優先するものとし、準市内業者については、過去の市発注工事の実績等を勘案して市内業者に準じた選定をするものとする。
- 3 市外業者については、発注工事の種類、内容、規模等により必要な都度選定するものとする。
- 4 市内業者又は準市内業者を選定しようとするときは、発注する工事の設計金額に対応する等級に属する業者の中から選定するものとする。
- 5 市外業者については、総合評点等を勘案して選定するものとする。
- 6 次の場合は、等級の区分にかかわらず業者を選定することができる。
  - (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき
  - (2) 特定の機械又は技術を必要とする工事
  - (3) 特殊な工事
- 7 反社会的な行為を行なった者若しくは行うおそれがある者又はこれらの者と密接な交際、かかわり等がある者として関係行政機関から通知があり、選定の対象として不適当であると認めるときは選定をしないものとする。

(指名業者数)

第3条 指名業者数は、発注する工事の設計金額に応じ原則として次のとおりとする。

450万円未満	5社
450万円以上1,500万円未満	6社
1,500万円以上4,500万円未満	8社
4,500万円以上7,500万円未満	9社
7,500万円以上1億5,000万円未満	10社
1億5,000万円以上	12社以上

ただし、発注する工事の種類などによって上記によりがたい場合は、この限りでない。

(随意契約の業者選定)

第4条 随意契約による場合は、その理由と業者の選定理由を明らかにし、適切な業者を選定するものとする。

附 則

この要領は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は、昭和57年5月15日から施行する。  
附 則  
この要領は、昭和61年8月1日から施行する。  
附 則  
この要領は、平成2年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は、平成5年9月1日から施行する。  
附 則  
この要領は、平成6年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は、平成7年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則  
この要領は、令和7年4月1日から施行する。